

消費税率改定に伴うお知らせ

いつもロコインドアテニススクール東陽町をご利用頂き、誠にありがとうございます。
標記の件、皆様ご存じの通り平成25年4月1日より消費税率が8%に改定されます。
つきましては国税庁の指導に則り、以下の通り対応させて頂きたく思いますので、皆様のご理解と変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

1. 基本対応

平成25年4月度以降の、受講料、手数料、ロッカー代、託児利用料、ショップ販売等、消費税率8%とした価格に改定させていただきます。

2. 第35期（4・5月期：平成25年3月31日～5月25日）受講料等について

- （1）国税庁消費税室の「役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了した日」という指導に則り、また弊社の収益計上が施行日以降であることから、第35期の受講料、ロッカー代、託児利用料等は全てのクラスにおいて新消費税率8%を適用させていただきたく思います。
- （2）ただし、3月31日（月）中に完結するスポット受講、プライベート等は旧消費税率5%での対応とさせていただきます。（3月中にお支払いを完了させていただくようお願い申し上げます。

3. ショップ販売等物販について

- （1）4月1日販売より新消費税率8%を適用させていただきたく思います。
- （2）ただし3月中にご発注頂いた取り寄せ商品で、3月度分として仕入計上ができる商品は4月以降のお渡しでも旧消費税率5%での販売となります。
- （3）よって3月31日のご注文でも4月仕入計上となる商品は新消費税率8%での販売となりますので、ご注意ください。

4. キャンプ・短期スクール参加料について

- （1）4月1～3日開催のジュニアキャンプの参加料は、3月度支払であっても新消費税率8%での対応とさせていただきます。
- （2）3月24～28日開催のジュニアスプリングスクール参加料は、旧消費税率5%での対応となりますが、3月中にお支払いを完了させて頂くようお願い申し上げます。

詳しい新消費税率対応価格はチラシ、クラス表、当スクールHP、商品値札、POP等でご確認ください。ご不明な点がございましたらスタッフまでお問い合わせ下さい。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上